

安全データシート

セクション 1-製品及び会社情報

製品名 マンガン乾電池 単 3
会社名 株式会社 MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町 2-183 リベル 3 階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX 番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
整理番号 M210712

セクション 2-危険有害性の要約

本品は塩化亜鉛溶液 (ZnCl_2) 及び他の可燃性物質を含み、すべて亜鉛缶に密封されている。この理由で本電池の不適切な取扱いは、変形、漏出*、過熱、爆発を起こし、人身傷害や装置故障の原因となることがある。安全指示に厳重に従うこと。

(*漏出とは、電池から意図せず液が流出することを意味する)

セクション 3-組成、成分情報

成分	CAS 番号	およその含有量(重量%)
二酸化マンガン(MnO_2)	1313-13-9	27.1
亜鉛(Zn)	7440-66-6	28.5
水(H_2O)	7732-18-5	16.9
塩化亜鉛 (ZnCl_2)	7646-85-7	7.2
塩化アンモニウム (NH_4Cl)	12125-02-9	1.3
カーボンブラック	1333-86-4	4.9
スチール	7439-89-6	3.0
炭素	/	7.6
ポリエチレン	9002-88-4	1.8
紙	/	1.7

セクション 4-応急措置

内容物が暴露されない限り不要。内容物が漏れた場合、次の指示に従うこと。

吸入した場合： ヒュームは呼吸器を刺激することがある。新鮮な空気のところへ移し、医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合： 直ちに多量の水で皮膚を洗浄する。化学熱傷による痒みや刺激が持続する場合、医師の診察を受ける。

眼に入った場合： 直ちに多量の水で最低 15 分間洗い流す。直ちに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合： 電池を飲み込んだ場合、直ちに医師の診察を受ける。内容物が口に入った場合、直ちに多量の水で口をすすぎ、医師の診察を受ける。

セクション 5-火災時の措置

火災の場合、本電池またはその包装材に対してどの種の消火剤でも有効である。火に曝された場合、電池の外部を冷やし、破裂を防ぐこと。

消火を行う者は、自給式呼吸器を着用する。

セクション 6-漏出時の措置

材料が放出または漏出した場合、取るべき措置。

漏れている電池は、ゴム手袋で扱うこと。

電解液に直接触れないようにする。

保護衣及び陽圧自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

セクション 7-取扱い及び保管上の注意

1)取扱い

飲み込まない。充電しない。加熱しない。裸火に曝さない。分解しない。取付け時に正極端子と負極端子を逆に取り付けない。電池を短絡させない。端子を溶接したり、電池本体に直接配線したりしない。異なる電池を一緒に使用しない。電池から漏れた液体に触れてはならない。電池液に火を近づけない。電池に接触し続けない。

2)保管

電池を高温多湿の場所に保管しない。

セクション 8-暴露防止及び保護措置

通常の使用、設備対策は必要ない。電池の内容物が漏れた場合、セクション 4 と 6 の情報が役立つ。

セクション 9-物理的及び化学的性質

公称電圧：1.5V

セクション 10-安定性及び反応性

安定性： 安定している

危険有害な重合： 起こらない

避けるべき条件： セクション 7 を参照。

危険有害な分解生成物または副産物： 水素

セクション 11-有害性情報

NA

セクション 12-環境影響情報

NA

セクション 13-廃棄上の注意

本電池は、国または地方の規則により規制されることがある。適切な規則の指示に従うこと。廃棄される電池には電気容量が残っており、他の金属と接触して変形、漏れ、過熱または爆発を起こすことがある。したがって処分する前に必ず(+)極と(-)極を絶縁用テープまたは他の絶縁体で覆うこと。

セクション 14-輸送上の注意

一般的にどの輸送形態（陸上、航空または海上）でも、電池はすべて安全で責任ある方法で梱包しなければならない。安全梱包に関するすべての管轄の規制事項は、電池の短絡を防ぐ方法で梱包し、内容物の漏出を防ぐ「強固な外箱」に入れるよう要求している。本電池の納品時梱包は、そうした規制事項に準拠して設計されている。

マンガン電池（「乾電池」と称することがある）は、次に基づいて危険物に記載されていない：ADR（危険物の国際道路輸送に関する欧州協定）、IMDG（国際海上危険物規則）（2018 年版、改正 39-18）、UN 危険物規則、IATA 危険物規則書（2020 年、第 61 版）、ICAO 技術指針、及び米国危険物規則（49 CFR）。本電池は、下記の特別規定に含まれる要件を満たす限り危険物規則の対象ではない。

規制機関	特別規定
ADR（危険物の国際道路輸送に関する欧州協定）	非規制品
IMDG（国際海上危険物規則）	非規制品
UN（国連）	非規制品
US DOT（米国運輸省）	49 CFR 172.102 規定 130
IATA（国際航空運送協会）	A123
ICAO（危険物の航空安全輸送に係る技術指針）	非規制品

本電池はすべて、短絡または危険な量の熱の発生を防ぎ、上記の特別規定を満たす方法で梱包される。加えて、2021 年 IATA（第 62 版）危険物規則書と ICAO 技術指針は、航空貨物運送状の発行時に、その運送状に「制限なし（not restricted）」の文言と特別規定番号 A123 を記載することを義務付けている。

セクション 15-適用法令

1996 年の米国環境保護庁 1996 水銀含有及び充電電池管理法：水銀の付加なし